

2022 年度版 堺市子ども・若者支援地域協議会 支援機関ガイド

(2022年6月現在/2023年3月一部改訂)

【主訴別支援機関情報】

【各支援機関情報】

- 堺市教育センター 教育相談グループ
- 大阪府教育センター教育企画部 教育相談室
- 堺市子ども相談所
- 大阪府立子どもライフサポートセンター
- 堺市ユースサポートセンター
- 堺市こころの健康センター
- 堺市発達障害者支援センター
- さかいJOBステーション
- 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」
- 大阪府堺少年サポートセンター

◆不登校相談



各学校校内での支援 管理職を通じて、
スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

堺市教育センター（小学生・中学生）

◎小学生・中学生対象

教育全般の相談 不登校 いじめ 発達障害など

ソフィア教育相談（中区）☎270-8121

ふれあい教育相談（堺区）☎245-2527

大阪府教育センター教育相談室

◎教育全般の相談：子ども・保護者・教職員

相談方法（対象者）：電話及びメール（上記すべての方）・面接（府教育庁所管の高校在籍生徒）学校から事前予約必要

☎06-6607-7361

☎06-6607-7353（中退相談）

大阪府高等学校教育支援センター

◎大阪府教育庁が所管の

高校・府立中学校在籍生

対象学校を通じての相談（管理職窓口）

☎06-6607-7366

各区子育て支援課

◎不登校以外にも、子どもに関する全般の相談

☎堺 222-4800

☎東 287-8198

☎南 290-1744

☎中 270-0550

☎西 343-5020

☎北 258-6621

☎美原 341-6411

子ども相談所

◎不登校以外にも、子どもに関する全般の相談

☎245-9197

府立子どもライフサポートセンター

◎中学卒業から18歳まで対象

☎295-8101

子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」

◎不登校以外にも子どもに関する全般の相談

☎252-3521

堺市ユースサポートセンター

◎不登校以外にも、ひきこもり・ニート・非行の相談（49歳まで）

子ども若者総合相談センター、堺地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センターを併設

☎248-2518

*適応指導教室

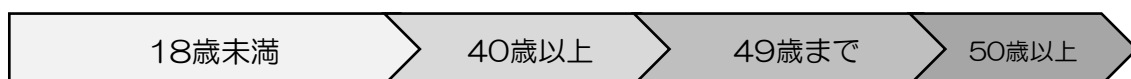
堺区 スプリングポート 美原区 ユーアイルーム

*出張適応指導教室（樺教室）火・金の午前（10:15-11:45）

◎対象は、小学4年生～中学3年生。学校復帰を目的に指導・援助をおこなう場。

在籍校の学校長を通して、適応指導教室に入室相談申込みをおこなう。

◆ひきこもりに関する相談



堺市ユースサポートセンター
【ひきこもり地域支援センター】
 ◎ひきこもり以外に不登校・ニート・非行の相談
 子ども若者総合相談センター、堺地域若者サポートステーションを併設
☎248-2518

堺市こころの健康センター
【ひきこもり地域支援センター】
 ◎ひきこもり相談
 薬物依存・自死遺族相談あり。来所相談は要予約
☎245-9192

各保健センター
 ◎訪問も可能。医師面談あり。
☎堺 238-0123 ☎中 270-8100 ☎東 287-8120 ☎西 271-2012
☎南 293-1222 ☎北 258-6600 ☎美原 362-8681

堺市発達障害者支援センターアプリコット堺
 ◎発達障害・発達障害疑い
☎275-8506

各区子育て支援課
 ◎子どもに関する全般の相談
☎堺 222-4800 ☎中 270-0550
☎東 287-8198 ☎西 343-5020
☎南 290-1744 ☎北 258-6621
☎美原 341-6411

子ども相談所
 ◎子どもに関する全般の相談
 発達検査等を実施する場合もあり
☎245-9197

各区地域福祉課
☎堺 228-7477 ☎中 270-8195
☎東 287-8112 ☎西 275-1918
☎南 290-1812 ☎北 258-6771
☎美原 341-0033

各区障害者基幹相談支援センター
総合相談情報センター ☎275-8166
☎堺 224-8166 ☎中 278-8166 ☎東 285-6666 ☎西 271-6677
☎南 295-8166 ☎北 251-8166 ☎美原 361-1883

◆ニート・フリーターを含めた就労に関する相談



若者ハローワーク堺
◎訪問相談なし、自分で仕事を選ぶ
☎238-8301

ハローワーク堺 堺東駅前庁舎 ☎340-0944	堺マザーズハローワーク ☎340-0964
ハローワークプラザ泉北 ☎291-0606	さかいJOBステーション堺ハローワークコーナー ☎340-2603

さかいJOBステーション
◎15歳～39歳の若年者と全年齢の女性を対象にした
「堺で働く」ための総合支援施設
◎キャリアコンサルタントによる個別相談や就職支援
セミナーを実施
◎堺市内企業1500社の企業情報と直接会える企業交
流会の実施
☎0120-245108

堺市ユースサポートセンター
【堺地域若者サポートステーション】
◎働くことに悩みを抱える若者と家族の支援
◎職業体験も可能
子ども若者総合相談センターとひきこもり地域支援センターも併設
☎248-2518

ジョブシップさかい（堺市就労支援協会）
◎中高年齢者、ひとり親家庭の親、障がい者など就職困難な方を中心とした方の仕事探しをお手伝い
☎0120-0109-08

堺市障害者就業・生活支援センター
◎職業適性の把握・定着支援。就労支援移行事業所等の情報提供もあり
☎275-8162

府立子どもライフサポートセンター
◎中学卒業から18歳まで対象
子ども相談所（245-9197）
を通して連絡
☎295-8101

生活援護課
☎堺 228-7498 ☎中 270-8191 ☎東 287-8110 ☎西 275-1911
☎南 290-1810 ☎北 258-6751 ☎美原 363-9315

堺市生活・仕事応援センター「すてっぴ・堺」
☎225-5659

◆非行や暴力に関する相談

児童期（18歳未満）

20歳未満

49歳まで

堺少年サポートセンター

◎（大阪府警少年課）少年の問題行動などに関する助言・相談

☎274-2355

青少年クリニック

◎問題行動の原因を探り、指導方法を考える。

子どもへの心理テスト、親子テストあり

☎06-6773-4970

法務少年支援センター（年齢制限なし）

◎非行・犯罪行為・親子関係・職場や学校などでの
トラブル・交友関係などの相談

☎228-5383

子ども相談所

◎非行以外にも、子どもに関する全般の相談

☎245-9197

堺市ユースサポートセンター

◎非行以外に、不登校・ひきこもり・ニートの相談（49歳まで）

子ども若者総合相談センター、堺地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センターを併設

☎248-2518

◆発達障害に関する相談

18歳未満

18歳以上

◎年齢問わず、発達障害（疑い含む）全般の専門機関
◎就学前の発達全般に関する相談

堺市発達障害者支援センターアプリコット堺
☎275-8506

◎精神障害者保健福祉手帳の申請窓口（美原区は地域福祉課）

各保健センター

◎就学前に、乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）を実施。
☎堺 238-0123 ☎中 270-8100 ☎東 287-8120 ☎西 271-2012
☎南 293-1222 ☎北 258-6600 ☎美原 362-8681

◎0歳～12歳までの発達に関する相談窓口

さかいっこひろば

◎心理士・医師への相談可
☎072-275-7601

◎発達全般に関する相談窓口

障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

障害児通所支援、障害児入所支援、障害福祉サービス等をまだ利用していない方対象の訪問、相談支援を実施。施設支援もあり。実施機関は別添参照。

◎障害全般
◎相談支援事業所や当事者会の情報もあり

各区障害者基幹相談支援センター

総合相談情報センター ☎275-8166

☎堺224-8166 ☎中278-8166 ☎東285-6666 ☎西271-6677
☎南295-8166 ☎北251-8166 ☎美原361-1883

◎学校における悩み相談
◎発達障害に特化はしていない

堺市教育センター（小学生・中学生）

◎小学生・中学生対象
教育全般の相談

ソフィア教育相談（中区）☎270-8121
ふれあい教育相談（堺区）☎245-2527

◎子育て全般
◎発達障害に特化はしていない

各区子育て支援課

◎子どもに関する全般の相談

☎堺 222-4800 ☎東 287-8198
☎南 290-1744 ☎中 270-0550
☎西 343-5020 ☎北 258-6621
☎美原 341-6411

◎子育て全般
◎発達障害に特化はしていない

子ども相談所

◎子どもに関する全般の相談
発達検査等を実施する場合もあり
☎245-9197

◎子育て全般
◎発達障害に特化はしていない

子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」

◎不登校以外にも子どもに関する全般の相談
☎252-3521

◎ひきこもり（40歳以上の方）の相談
◎発達障害に特化はしていない

堺市こころの健康センター（40歳以上）

◎ひきこもり相談
☎245-9192

◎発達障害に特化はしていない

堺市ユースサポートセンター

◎発達に関すること以外に、不登校、ひきこもり・ニート・非行の相談（49歳まで）
子ども若者総合相談センター、堺地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センターを併設
☎248-2518

◆児童虐待相談（通告先）

18歳未満

◎市民からの通告
◎関係機関からの通告
（保育施設・幼稚園学校等）

各区子育て支援課

◎虐待以外も子どもに関する全般の相談に対応

☎堺 222-4800 ☎中 270-0550 ☎東 287-8198
☎南 343-5020 ☎南 290-1744 ☎北 258-6621
☎美原 341-6411

◎市民からの通告
◎警察・病院からの通告

子ども相談所

◎虐待以外も子どもに関する全般の相談に対応

☎245-9197

堺市子ども虐待ダイヤル（24時間対応）

☎241-0066

機関名		堺市教育センター企画情報課 教育相談グループ ①ソフィア教育相談 / ②ふれあい教育相談
分類		☒ 教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		企画情報課
根拠法		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条 堺市教育文化センター条例
支援機関 (施設)概要	住 所	① 〒599-8273 堺市中区深井清水町 1426 ② 〒590-0822 堺市堺区協和町2丁 61-1
	アクセス	① 泉北高速鉄道 深井駅より北西へ約 800m ② 南海高野線堺東駅よりバス「旭ヶ丘北町」下車 西へ約 600m
	駐 車 場	① ☒ (約130台 有料 車高2mまで) ② ☒ (約 60台 有料)
	TEL/FAX	① TEL:072-270-8121 FAX:072-270-8130 ② TEL:072-245-2527 FAX:072-245-2526
	Eメール	
	ホームページ	http://www.sakai.ed.jp
	受付時間	① ② 火～土曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始をのぞく)
	予 約	① ② ☒ (初回は電話での相談申し込みが必要)
	利用料金	① ② 有 () ☒ 無
支援対象	対 象 者	性格・行動または、発達・学習について相談を希望する本人、保護者。
	対象年齢	小学生～中学生 (公立・私立いずれも可)
	対象地域	堺市内在住
コンセプト	堺市内在住の小中学生およびその保護者の方を対象に、教育に関わる様々な問題についての相談をおこなっています。相談内容の例としては、いじめ・不登校・学習に対する不安や心配など学校生活に関すること、子どもの発達や家庭での子どもへの対応に関することなどです。	

支援内容	【相談支援】 ・個別面接教育相談（来所） 個別担当制。1 回 1 時間程度、継続相談を実施。頻度は相談内容等によって異なります。 保護者のみの相談も可。 必要に応じて、下記を実施。 ・発達検査や心理検査も実施。 ・囑託の児童精神科医による医療相談を実施。（月 2 回程度） ・学校との連携（保護者の希望や同意のもと、情報交換やケース会議等を行います） ・子ども電話教育相談 子ども電話教育相談「こころホーン」（毎日、24 時間受付） 堺市在住または堺市内の学校園に通う子どもやその保護者から、いじめ・不登校・子育てなど、教育に関する悩みに対して毎日 24 時間、電話で相談を受けています。
特記事項	

機関名		大阪府教育センター 教育企画部 教育相談室
分類		☒ 教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		大阪府教育センター
根拠法		生徒指導提要 第5章 文部科学省（平成22年3月） 不登校への対応の在り方について 文科省通知（平成15年5月16日）
支援機関（施設）概要	住 所	大阪市住吉区苅田4-13-23
	アクセス	（最寄駅）Osaka Metro 御堂筋線「あびこ駅」、近鉄南大阪線「矢田駅」
	駐 車 場	☒ （事前届出 必要 3台 有料・ ☒ 無料） 無
	TEL/FAX	TEL：06-6692-1882（代）FAX:06-6692-1898 [教育相談室] TEL/FAX：06-6607-7366 [教育支援センター直通]
	Eメール	otoiawase@edu.osaka-c.ed.jp
	ホームページ	https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/top_index.html [教育相談室] https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/lepont/index.html [教育支援センター]
	受付時間	9時30分～17時30分（土日祝日、年末年始は除く）
	予 約	(1)面談 ☒ （在籍校管理職が窓口） 不要 (2)電話・メール 要（ ） ☒ 不要 (3)教育支援センター見学 ☒ （在籍校管理職が窓口）
	利用料金	有（ ） ☒ 無
支援対象	対 象 者	(1) 府立学校および府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校に通う生徒本人・保護者・教職員 (2) 小中高支（公立、私立いずれも可）の児童生徒・保護者・教職員 (3) 府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校に在籍する生徒
	対象年齢	(1) 府立学校および府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校在籍者 (2) 小中高支（公立、私立いずれも可）在籍者 (3) 府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校の在籍者
	対象地域	(1)～(3) 府全域
コンセプト	(1)(2) 子どもたちのすこやかな成長・発達を願って教育相談を行っています。教育上の様々な問題や悩みについて相談者自らが解決に向かうことができるよう支援を行います。 (3) 心理的または情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校に在籍する生徒を対象に、学校復帰を支援し、社会的自立につなげます。	

支援内容	【相談支援】 ①府立学校および府教育庁所管の高等学校および府立中高一貫校に通う生徒本人・その保護者・教員の面談 ◆学校生活全般（不登校・いじめ・進路等）についての相談 （対応フロー） ・学校管理職に向けた教育相談室情報（週 1 回）で面接相談の空き枠情報発信 →予約電話で日程調整→公認心理師／臨床心理士によるインテーク→継続面談（精神科医、公認心理師／臨床心理士） ②電話・メール・FAX 相談 ◆学校生活全般（不登校・いじめ・進路等）についての相談 （対応フロー）緊急な対応が必要な場合→教育庁（関係課に連絡） ③府立学校へのコンサルテーション ◆学校から個別相談の依頼に対して、方策を示し、アドバイス等を行う。 公認心理師／臨床心理士と指導主事による丁寧な聞き取りと今後の手立てを示す。 ④教育支援センターでの支援 ◆府教育庁が所管する高等学校および府立中高一貫校に在籍する不登校の生徒に対して学習・心理ワーク等の支援を行い、学校復帰を支援し、社会的自立につなげる。 〈入室フロー〉 ・学校管理職から見学依頼（保護者・本人から要望や学校での支援会議の後） →日程調整→見学→入室希望連絡後、書類作成の上入室 〈通室フロー〉 ・通室生徒の在籍校の教頭先生へ 1 日の活動状況報告 ・5 日分の生徒が書いた通室記録→学校担任の先生からコメントをいただく ・本人・保護者への面談や学校とのケース会議を実施 ・恒常的に見ている公認心理師／臨床心理士とは別に教育相談室公認心理師／臨床心理士の面談も実施 ・キャリアワーク、影絵など行事や園芸、調理、美術工芸、ヨガ、卓球など多様な支援人材による体験学習の活動を実施 【支援体制】 1. 教育相談室担当 ①②③ 指導主事、公認心理師／臨床心理士、総合相談員、精神科医 2. 教育支援センター担当 ④ 指導主事、公認心理師／臨床心理士、教育支援センター指導員、学生協力員、府立高等学校教育相談指導教諭 等
特記事項	※電話・メール・FAX 相談以外は学校の管理職を窓口にしていますので、まずは学校にお問い合わせください。

機関名		堺市子ども相談所
分類	教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他	
所管課	子ども相談所	
根拠法	児童福祉法第 12 条	
支援機関（施設）概要	住 所	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ内3階
	アクセス	南海高野線堺東駅/JR 阪和線百舌鳥駅/南海バス旭ヶ丘・塩穴通
	駐 車 場	有（65台 有料・無料） 無
	TEL/FAX	TEL：072-245-9197 FAX：072-241-0088
	Eメール	kosou@city.sakai.lg.jp
	ホームページ	http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/seishonen_oshirase/profile/kodomosodan/index.html
	受付時間	月～金 9:00～17:30（祝日・年末年始をのぞく）
	予 約	要（来所相談を希望の場合）
	利用料金	有（ ） 無
支援対象	対 象 者	・養護（虐待を含む）・非行・障害・保健・健全育成など子どもに関するこ とで相談希望の子どもおよびその保護者。 ・里親に関する相談を希望する方。
	対象年齢	18歳未満の子ども
	対象地域	堺市内
コンセプト	子ども相談所は、子どもに関する様々な相談をお受けする機関です。 相談内容によって、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、問題解決に向けて、一緒に考え、必要な支援をします。 また、市民・警察や病院等緊急性を要する事案の児童虐待通告相談窓口として、堺市子ども虐待ダイヤル 072-241-0066（24時間365日対応）を設置し、児童虐待相談に24時間対応しています。	

支援内容	【相談支援】 （子どもの相談について） （１） 来所面談 児童福祉司が面談を実施。区担当制。 （２） 電話相談 （３） 心理検査・診察 必要と判断をした場合に、児童心理司が、発達・性格などについての心理検査を実施。嘱託の児童精神科医による診察についても、必要に応じて実施。 （里親について） （４） 里親相談 里親に興味がある人の相談、里親の相談を来所面談、家庭訪問で実施。 （虐待について） 子どもに関する心配な連絡があった場合に、家庭訪問を実施。その後、必要な対策をとっていく。
-------------	--

機関名		大阪府立子どもライフサポートセンター
分類		教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		大阪府福祉部子ども室家庭支援課
根拠法		児童福祉法第 44 条
支援機関 (施設) 概要	住 所	堺市南区城山台 5 丁 1-5
	アクセス	泉北高速線光明池駅／南海バス城山台口
	駐 車 場	有 (3 台 無料)
	TEL/FAX	TEL : 072-295-8101 FAX : 072-295-8206
	Eメール	ホームページお問い合わせフォームより
	ホムページ	http://www.pref.osaka.lg.jp/life-support/
	受付時間	月～金 9:00～17:30 (祝日、年末年始は除く)
	予 約	要(利用には大阪府は子ども家庭センター、堺市は堺市子ども相談所への相談が必要。)
	利用料金	有 (保護者の所得に応じて徴収)
支援対象	対 象 者	社会的養護を必要とする 10 代後半の児童
	対象年齢	中学卒業から原則 18 歳まで
	対象地域	大阪府内
コンセプト	社会的養護を必要とする 10 代後半の児童 (背景として虐待等の家族の養育上の課題がある) に対して、入所による集団生活を通して、自己コントロール力の向上、社会的自立に向けた進路選択を支援することを目的とする。 一人ひとりの児童の個性や能力にあわせ、自立支援計画に基づく個別のプログラムを提供し、集団生活の枠組みのなかで、個々人が自主性を引き出すことを尊重する。 【入所過程】 児童相談所から相談受理⇒児童相談所からケース説明⇒施設見学⇒体験入所⇒入所決定	

【相談支援】

入所児童に対して以下の自立支援プログラムを提供する。

1. 生活支援：日々の生活支援に加えて、様々な体験活動や学習プログラムを実施する事により、自立に向けた知識や生活スキルの向上を支援する。

スポーツ 児童が取り組みやすい種目を設定し、集団への参加や体力づくりの支援を行う。（卓球、バスケット、ウォーキング等）

体験学習 園芸や野菜づくり、絵画・音楽等の芸術活動、福祉ボランティア体験等を通じて、体験の幅を広げるとともに情緒的な発達を促し、社会への関心を高める。

スキル向上 将来の自立生活へ向けて栄養・調理、被服管理、美化等の知識やスキルを学ぶ。また法律や医療等に関する知識を獲得し健全な市民生活の基礎をつくる。

2. 学習支援：児童の学力に応じた学習を基本とし、資格取得等希望に応じた学習支援を行う。

学習基礎 学習に対する意欲を引き出し、取り組み方を身に付け、就学・就職に必要な基礎学力をつける。習熟度に応じた学習支援を行う。

学力向上 高校・大学等受験、高校卒業程度認定試験、英検、漢字検定、数学検定等の受験への支援を行う。また通信制高校に在籍する児童へは単位取得の支援、全日制高校に在籍する児童には定期テスト対策等の支援を行う。

3. 職業支援：仕事に就くための基本的な能力を身につけ、就労への動機づけを高める。

職業学習 適性検査、職場見学、職場体験等を通して、職業への関心を高める。

職業関連スキル演習・資格取得

電話の対応、接遇、パソコン操作等の基礎的スキルの習得を支援する。また、ワード・エクセル検定等に向けた受験対策講座を行う。

職場実習・就労支援

児童の適性を考慮し、短期・中長期の職場実習・アルバイトによる就労体験を重ねる。またハローワークの利用のしかた、履歴書の書き方、面接等の練習を行い、採用試験および正規雇用に向けたサポートを行う。

4. 心理支援：児童の自己理解を深め、感情の言語化、自己コントロール感の回復を図る。

心理教育・カウンセリング

心理教育やカウンセリングを通して自己理解を深め、自己コントロール感の回復を生活の中で支援する。また感情の適切な言語化、自己表現のサポートを行う。

グループワーク

SST（ソーシャルスキルトレーニング）や AC（アドバンซ์・カウンセリング）の理論や技法を生活の中で活用しながら、児童のコミュニケーションスキルや協調性の向上を図る。

専門治療

外部の医療機関等と連携しながら、個々の児童の抱える課題への専門的治療の実施を支援する。

【啓発研修】 なし

機関名		堺市ユースサポートセンター (子ども・若者総合相談センター／堺地域若者サポートステーション)
分類		教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		堺市子ども家庭課 特定非営利活動法人み・らいず 2 に委託
根拠法		子ども・若者育成支援推進法第 13 条／地域若者サポートステーション事業実施要綱
支援機関 (施設) 概要	住 所	〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番 1 堺市三国ヶ丘庁舎 5 階
	アクセス	南海高野線・JR 阪和線 三国ヶ丘駅
	駐 車 場	有 (台 有料・無料) 無
	TEL/FAX	TEL : 072-248-2518 FAX : 072-248-0723
	Eメール	sakai.youth@me-rise.com
	ホームページ	https://www.sakaiyouth.net/ https://www.saposute-sakai.net/ (サポステ限定)
	受付時間	月～金 9:00～17:30 (祝日・年末年始をのぞく)
	予 約	要 (個別相談、プログラム参加) 初回面談は、電話にて予約
	利用料金	有 () 無
支援対象	対 象 者	【子若相談】不登校・ひきこもり・ニート・非行等でお困りのご本人・ご家族等 【サポステ】働きたくても自信がなく働けない、仕事に就くが長続きしないなど若者の就労支援
	対象年齢	0 歳～49 歳 ※サポステは 15 歳～49 歳
	対象地域	堺市 ※サポステの場合は地域限定なし
コンセプト	ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども・若者 (49 歳以下) やその家族、関係者などの悩みの相談にのり、一緒に考え、それぞれのペースで今よりも一歩踏み出すためのサポートをおこなっています。 また、働きたくても働くことに不安のある若者や、仕事に就いても長続きしないなどの悩みを抱える若者とその家族の相談にのり、1 人ひとりに適した働き方を一緒に考えていきます。	

支援内容	【相談支援】 <u>1. 子ども若者総合相談</u> (1)来所面談（1回1時間、月1～2回程度の頻度で継続相談。個別担当制） (2)集団活動プログラム（面談からの誘導） ・アクティビティプログラム（1回1.5時間、月3～4回程度の実施。映画鑑賞、クラフト、ゲーム、トークなど。参加者は5名前後） ⇒集団の中で過ごす練習の場。個別面談の中で必要性を判断、利用者の合意で参加。 ・単発プログラム（2019年度は、ゴミ拾い活動（1回1時間）や軽作業体験（1回3時間）など ⇒外でのボランティア活動の場。生活リズムを整えたり、就労意欲を高める練習。 <u>2. サポステ</u> (1)来所面談（1回45分、月1～2回程度の頻度で継続相談。個別担当制） (2)就職準備セミナー＆プログラム（面談からの誘導） ・あんしん就活講座 ⇒社会人マナー、はじめての履歴書、はじめての面接など。座学形式で就活の基本的な知識を知る。（1回1時間程度、参加5名前後） ・就職準備講座 ⇒自分の強みさがし、報連相の基本、面接講座（実践編）など。ロールプレイも入れながら、働くことに向けての少し実践に近い講座。 ・コミュニケーション講座 ⇒グループワークなどを取り入れ、コミュニケーションの練習（3回シリーズ）。 ・メンタルヘルス講座 ⇒日々の生活の中でストレスを受けた時の対処法として、ストレス軽減する呼吸法など「セルフケア」方法の習得。 (3)しごと体験（1回2～5時間程度、3～5日程度。※企業による）面談からの誘導 ⇒協力企業に出向き、その職場の仕事の一部を体験できるもの。実習という位置付けであり、無給で行う。自身の適職を探ったり、体力面を測るために利用。 ⇒事務、軽作業、図書館、カフェ、清掃、物流など30社程度の中から選ぶ。 事前の顔合わせと事後のしごと体験振り返りにはユーススタッフが同行訪問を行う。
------	---

	【啓発研修】 (1)ひきこもり支援講演会（年 1 回程度） ⇒堺市後援、こころの健康センターとの共催による、ひきこもり支援者や家族を対象とした講演会を実施。 (2)家族学習会、イベント（年 2 回程度） ⇒ひきこもり支援者や家族を対象とした学習会を実施。
--	--

機関名		堺市こころの健康センター (① ひきこもり地域支援センター・②こころの健康センター専門相談)
分類		教育・福祉・ ☐ 保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		堺市
根拠法		精神保健福祉法
支援機関 (施設) 概要	住 所	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ内3階
	アクセス	南海高野線堺東駅/JR 阪和線百舌鳥駅/南海バス旭ヶ丘
	駐 車 場	有(65台 有料)1時間まで無料、減免あり
	TEL/FAX	TEL:072-245-9192 FAX:072-241-0005
	Eメール	kokense@city.sakai.lg.jp
	ホムページ	http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/kenkocenter/index.html
	受付時間	月～金 9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)
	予 約	☐ (来所相談を希望の場合)
	利用料金	有() ☐ 無
支援対象	対 象 者	堺市内在住の方 ①ひきこもり状態でお困りの本人・家族等 ②専門相談として、「薬物依存症」「ギャンブル等依存症」「自死遺族」の相談、「性暴力被害者女性のカウンセリング」も実施している
	対象年齢	①概ね40歳以上 ②概ね18歳以上(各相談により異なるため、要相談)
	対象地域	堺市内
コ ン セ プ ト	全市民に対し、こころの健康の保持増進、精神疾患の予防、適切な精神医療の推進、社会復帰の促進、自立と社会活動への参加の促進のために、精神保健福祉に関する様々な諸活動を行いながら、誰もが安心して住み続けることのできるまちづくりをめざす。	

支援内容	① ひきこもり地域支援センター • ひきこもりに関する個別相談支援（家族、本人等） 精神科医、心理士、精神保健福祉士、保健師等の専門職が相談に従事しており、精神疾患や発達障害等の見きわめにも力を入れている。必要に応じて、訪問等も実施している。 • 家族教室 相談利用者に対し、医療講座、コミュニケーション講座、その他ニーズの高いテーマでの講座や家族の交流の場の設定などを行っている。 • 本人向けグループプログラム 相談利用者に対し、ボランティア体験、各種講座、スポーツ、レクリエーションなどを幅広く実施している。 • ピアサポーターの養成と派遣 ひきこもり経験のある当事者をピアサポーターとして養成し、支援の一部に活用している。 ② こころの健康センター専門相談 • 薬物依存相談、ギャンブル等依存症相談、自死遺族相談、性暴力被害者女性のカウンセリング事業を、専門相談として実施している。
【特記事項】	

機関名		堺市発達障害者支援センター
分類	教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他	
所管課	堺市子ども家庭課 医療法人杏和会に委託	
根拠法	発達障害者支援法（2005 年 4 月施行）	
支援機関（施設）概要	住 所	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ内 3 階
	アクセス	南海高野線堺東駅/JR 阪和線百舌鳥駅/南海バス旭ヶ丘
	駐 車 場	有（65 台 有料・無料）＊ただし、相談者については時間に関係なく無料
	TEL/FAX	TEL：072-275-8506 FAX：072-275-8507
	ホームページ	www.hannan.or.jp > apricotsakai
	受付時間	月～金曜日、毎月第 2 土曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始をのぞく）
	予 約	要（個別面談）初回面談は、電話にて予約
	利用料金	有（ ） 無
支援対象	対 象 者	発達障害のある（疑い含む）ご本人、ご家族、支援機関など
	対象年齢	制限なし
	対象地域	堺市内
コンセプト	発達障害の診断を受けた、又は疑いのあるご本人とそのご家族が、豊かで充実した生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、企業などの機関と協力し、地域での支援ネットワークを活用し、様々な相談に応じています。相談内容としては、家庭や学校、職場などで生じる困り事に対して、一緒に工夫や対策を考えたり、就労機関と連携し、就労に向けての支援を行ったりしています。又、発達障害の正しい理解や支援の方法を広めるための研修や啓発を行っています。	

支援内容	【相談支援】 (1) 来所面談（初回面談 90 分、継続面談 45 分。個別担当制） (2) 各種プログラム ・ 自己理解プログラム（年 3 クール程度実施（1 クール 5 回）。参加者は 4 人程度） ⇒発達障害の特性の理解と困り事に対する工夫をグループワーク形式で検討するプログラム。 ・ 社会復帰準備プログラム（月 1 回実施、ゲームや調理、外出プログラムなど） ⇒対人交流、外出機会を増やすことで生活の幅を広げることを目的としたプログラム。 ・ 家族向けプログラム（年 2 クール程度実施（1 クール 2 回）、嘱託医による発達障害の講話及び振り返りと情報提供） ⇒家族の障害理解及び障害受容を促進し、家族対応力の向上を目的としたプログラム。 (3) 嘱託医面談（月 2 回） 【啓発研修】 (1) 啓発 ・ 公開講座（年 1 回程度）⇒発達障害の理解を促進するための公開講座を実施。対象は問わず。 ・ 講演会（年 1 回程度）⇒発達障害の理解を促進するための講演会を実施。対象は問わず。 ・ 広報活動（『発達障害啓発週間』4 月 2 日～8 日） ⇒『発達障害啓発週間』に合わせて図書館や区役所内で発達障害の理解を促進するためのパネルやブックリストを配置。 (2) 研修 ・ 研修（随時）⇒関係機関の要請に応じて発達障害に関連した研修を実施。 ・ 支援者向け連続勉強会（年に複数回実施） ⇒支援者を対象とした発達障害の理解や支援について検討するプログラム。
特記事項	

機関名		さかいJOBステーション		
分類		教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他		
所管課		堺市雇用推進課		
支援機関 (施設)概要	住 所	〒590-0014 堺市堺区田出井町2-1 サンスクエア堺A棟1階		
	アクセス	JR阪和線 堺市駅		
	駐 車 場	有 (台 有料・無料) 無		
	TEL/FAX	TEL:フリーダイヤル 0120-245108 FAX:072-238-4605		
	Eメール	sakai-syusyoku@sakai-jobstation.jp		
	ホームページ SNS	ホームページ http://www.sakai-jobstation.jp/	LINE 	Facebook 
	受付時間	火～土10:00～19:00(休業日:日・月・祝・サンスクエア堺の休館日、年末年始)		
	予 約	不要 (相談支援は予約優先)		
	利用料金	有 () 無		
支援対象	対 象 者	就職したいと考えている方(含 学生)、現在就職活動中および就業中の若年者 (*全年齢の女性求職者支援も実施している)		
	対象年齢	15歳～39歳、全年齢の女性		
	対象地域	特に限定しない		
コンセプト	「働く人、働きたい人のためのワンストップサービスセンター」 15歳～39歳の若年者と全年齢の女性を対象にした「堺で働くための総合支援施設」です。就職するために必要なサポートと、就職してから長く働き続けるためのサポートを、ハローワーク堺と連携して求人検索から紹介状の発行まで、ワンストップで行なっています。「やりたいことがわからない」「何から始めたらいいかわからない」そんな若年求職者の就職について、キャリアアドバイザーと一緒に考えます。 また、若年者や女性の雇用に積極的な堺市内企業約1,500社(R2.1月現在)が堺サポーター企業として登録しており、企業担当者との交流会も実施しています。			

支援内容	就職活動に必要な情報や求人誌、オリジナル求人ファイルの閲覧など、じっくり落ち着いて仕事探しをしていただけるスペースを設けています。書類作成などに使えるパソコンの設置、就職活動に活用ください。 【相談支援】 ●個別相談 キャリアアドバイザーによる、就職活動や就職後の悩みなどの相談。 ●オンライン相談 キャリアアドバイザーとの個別相談を、ご自身のパソコンやスマホを使ってWEB上で受けていただくことができます。自宅に居ながら就職活動を進めていただけます。 ●職業適性診断 自分の興味・関心がどのような職業領域（分野）に向いているのかを理解し、就職活動に役立てる。診断後は、結果の見方についてのセミナーや診断結果についての個別相談も予約制で実施。 ●面接特訓 個別面接やグループ面接など、面接本番に向けた模擬面接練習。 ●専門相談（毎月定期実施） 保育のおしごと相談（第2金曜日）・福祉のおしごと相談（第3木曜日） 働く不安の相談（毎週火曜日）・おしごと体験相談（第2火曜日） 【セミナー・イベント】 毎月セミナーカレンダーを発行しています。 ●企業交流会「GoodJOB!! inさかい」 堺市内企業の経営者や人事担当者から、やりがいや業務内容など、その会社のホッペを直接聞ける交流会です。 ●社会人基礎力講座 履歴書の書き方やビジネスマナー、コミュニケーション能力の向上などをめざすセミナーや、集中講座と企業交流会がセットになった集中プログラム「The 就職塾」などを実施します。 ●就業者スキルアップ講座 就業中の方が対象です。仕事で役立つスキルアップ講座と異業種で働く仲間と自由に交流できる場を提供しています。 ●堺職フェス 市内のショッピングモールで、さかい JOB ステーションのサービスのご案内や求人企業の情報を提供します。 【職業情報・紹介】 ●オリジナル求人企業情報カード 企業支援スタッフが直接出向いて取材した内容を掲載した「求人企業情報カード」を職種別に閲覧できます。 ●堺サポーター企業情報提供 堺サポーター企業約 1,500 社について、企業を取材した企業支援スタッフから情報提供します。 ●堺ハローワークコーナー 会員のためのハローワークコーナーを併設。求人検索から紹介状の発行までワンストップで利用できます。
------	---

機関名		堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」
分類		教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		地域共生推進課 堺市社会福祉協議会に委託
根拠法		生活困窮者自立支援法
支援機関（施設）概要	住所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 4階
	アクセス	南海高野線 堺東駅
	駐車場	有（堺市総合福祉会館地下駐車場） 平地・・・8台（うち障害者用4台、軽4台） 立体・・・21台 ※駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
	TEL/FAX	TEL：072-225-5659 FAX：072-222-0202
	Eメール	step.sakai@sakai-syakyo.net
	ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/df_filename_290407143532935.html ※堺市 HP 内。事業概要とチラシ等の掲載あり
	受付時間	月～金 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）
	予約	予約必須ではありませんが、相談の日時を事前に予約できますので、事前の電話予約をお勧めします。
	利用料金	有（ ） 無
支援対象	対象者	経済的要因や、社会的孤立などの要因により経済的に困窮している方。 ※生活保護受給者を除く
	対象年齢	制限なし
	対象地域	堺市内
コンセプト	相談者のくらしの困りごと、仕事の悩み、抱える不安の解決に向け、継続的な伴走型支援を行っています。	

支援 内容	【相談支援】 ・自立相談支援事業 経済的な要因や社会的孤立などで生活に困窮している人に対し、アウトリーチも含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援します。相談内容に応じて相談支援員がアセスメントを実施し、一人ひとりの状態に応じた自立支援計画を策定します。その計画に基づき、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援員による就労支援等を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職等により住宅を失った方または失うおそれのある方の就職活動を支えるための家賃額（上限あり）を支給します。（資産・収入要件あり。原則3ヵ月） ※堺区以外の区役所内「社会福祉協議会区事務所」において、相談支援員による巡回相談を実施しています。詳しくは堺市HP、広報さかい、チラシをご参照ください。 【啓発研修】 ・生活困窮者自立支援制度に関する窓口業務担当者勉強会
------------------	--

機関名		大阪府堺少年サポートセンター
分類		教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用・その他
所管課		大阪府警察本部生活安全部少年課
根拠法		なし
支援機関 (施設)概要	住 所	〒593-8324 堺市西区鳳東町4丁390-1
	アクセス	J R 鳳駅から東へ約500m
	駐 車 場	☒ (台 有料・ ☐ 無料) 無
	TEL/FAX	TEL : 072-274-2355 FAX : TEL に同じ
	Eメール	無
	ホームページ	https://www.police.pref.osaka.lg.jp
	受付時間	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始をのぞく)
	予 約	☒ (電話相談)、来所のための電話予約
	利用料金	有 () ☐ 無
支援対象	対 象 者	非行少年及びその保護者
	対象年齢	19 歳以下
	対象地域	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町
コンセプト	少年サポートセンターは、地域社会における非行防止活動のキーステーションとして、府内 10 か所に設置されており、運営は ・大阪府警察本部（少年育成室） ・大阪府（育成支援室） ・大阪府教育庁 の三つの組織が連携・協働して行い、地域の関係機関・団体等と連携して、非行防止及び健全育成のための活動を行っています。	
	※原則は、他機関係争中はケース対応不可（保護処分中等）	

支援内容	【少年相談】 少年の問題行動（深夜徘徊、喫煙、子どもの犯罪被害等）に関する相談に応じ、助言や指導を行っています。 【立ち直り支援活動】 問題行動のある少年たちが更なる非行に走らないよう、継続的な面接に生活指導を行っているほか、育成支援室（大阪府）と連携して、学習支援、各種体験教室（テニス、卓球、木工、料理等）、河川清掃等の社会貢献活動等を通じて、少年の規範意識の醸成や居場所づくりを行う等、少年の立ち直りを支援する活動を行っています。 【広報活動】 少年の規範意識や防犯意識を向上させることにより、非行の防止及び犯罪等からの被害の防止を図ることを目的として、学校において、非行防止・犯罪被害防止教室を開催しています。 また地域の皆さんが集まる講演会、懇談会等において、少年の健全な育成や非行防止についてのご理解とご協力を呼びかけ、「少年を見守る」社会機運の醸成に努めています。 【街頭補導】 繁華街や駅、公園等を巡回して、喫煙、深夜徘徊、怠学等の問題行動のある少年たちを早期に発見、補導しています。また少年たちを犯罪等の被害から守るための保護活動を行っています。
------	---